

別添4 食肉取引円滑化推進事業

第1 事業の内容

この事業の内容は、次のとおりとする。

1 食肉取引の円滑化の推進

事業実施主体は、食肉取引の円滑化や品質向上のため、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 食肉取引の円滑化等のための検討委員会の開催

(2) 食肉取引の円滑化等のための意見交換会の開催

2 食肉取引の円滑化等を図るための調査・研究

事業実施主体は、食肉取引の円滑化等のため、牛・豚肉の評価・測定等に係る調査・研究を行うものとする。

3 食肉取引の円滑化の推進

事業実施主体は、食肉取引の円滑化に資する技術習得を推進するため、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 食肉取引の円滑化のための技術普及検討会等の開催

(2) 食肉取引の円滑化のための技術普及研修会の開催

4 1から3までの事業に係る推進指導等

第2 事業の実施

1 行動規範等の作成

(1) 事業実施主体及びその組合員等は、この事業を実施する場合には、あらかじめ、法令遵守等に関し実践すべき具体的行動の基準（行動規範）を規定した文書（組合員等が所属する団体の行動規範を遵守することを誓約した文書を含む。以下「行動規範等」という。）を作成するものとする。組合員等にあつては、作成した行動規範等をその所属する事業実施主体に提出するものとする。

(2) 事業実施主体は第5の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、(1)の行動規範等を取りまとめの上、自らの行動規範等とともに理事長に提出するものとする。

2 事業の委託

事業実施主体は、この事業の一部を理事長が適当と認める者に委託して行うことができるものとする。

3 後援名義

事業実施主体は、この事業により販促資材、調査報告書、普及啓発資材、ポスター等を作成した場合に当たっては、原則として事業名及び「独立行政法人農畜産業振興機構後援」名義を付すものとする。

4 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和5年度とする。

第3 事業の推進指導等

事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、関係機関及び関係団体との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な推進に努めるものとする。

第4 機構の補助等

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が第1の事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第5 補助金の交付手続等

1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第1号の食肉流通経営体質強化促進事業（食肉取引の円滑化推進事業）補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、別紙様式第2号の食肉流通経営体質強化促進事業（食肉取引の円滑化推進事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業費の30%を超える増減

(3) 補助金の交付決定の額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第3号の食肉流通経営体質強化促進事業（食肉取引円滑化推進事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

第6 事業の実績報告

事業実施主体は、この事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第4号の食肉流通経営体質強化促進事業（食肉取引の円滑化推進事業）実績報告書（以下「実績報告書」という。）を理事長に提出するものとする。

第7 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、機構に対して第5の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

- 2 事業実施主体は、1のただし書により交付申請した場合に、第6の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを当該補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 事業実施主体は、1のただし書により交付申請した場合において、第6の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助

金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、別紙様式第5号の食肉流通経営体質強化促進事業（食肉取引の円滑化推進事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第8 帳簿等の整備保管等

1 帳簿等の整備保管

事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整備保管するものとし、その保存期間はこの事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

2 電磁的記録による整備保管

前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

3 事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について、必要に応じ、事業実施主体に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

第9 電子情報処理組織による申請等

1 事業実施主体は、第5の1の規定による交付申請、第5の2の規定による変更承認申請、第5の3の（2）の規定による概算払請求、第6の規定による実績報告及び第7の3の規定による仕入れに係る消費税等相当額報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「共通申請サービス」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、共通申請サービスを使用する方法により交付申請

等を行う場合において、本実施要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

- 2 事業実施主体は、1の規定により交付申請等を行う場合は、本実施要綱の様式の定めにかかわらず、共通申請サービスにより提供する様式によるものとする。
- 3 理事長は、1の規定により交付申請等を行った事業実施主体に対する通知、承認、指示及び命令については、事業実施主体が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、共通申請サービスを使用する方法によることができる。
- 4 事業実施主体が2の規定により共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合は、共通申請サービスのサービス提供者が別に定める共通申請サービスの利用に係る規約に従わなければならない。

別 表

事業の種類	補助対象経費	補助率
食肉取引の円滑化 推進事業	<p>1 食肉取引の円滑化の推進</p> <p>食肉取引の円滑化や品質向上のため、次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1) 食肉取引の円滑化等のための検討委員会の開催</p> <p>(2) 食肉取引の円滑化等のための意見交換会の開催</p>	定 額
	<p>2 食肉取引の円滑化等を図るための調査・研究</p> <p>食肉取引の円滑化等のため、牛・豚肉の評価・測定等に係る調査・研究に要する経費</p>	定 額
	<p>3 食肉取引の円滑化の推進</p> <p>事業実施主体は、食肉取引の円滑化に資する技術習得を推進するため、次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1) 食肉取引の円滑化のための技術普及検討会議等の開催</p> <p>(2) 食肉取引の円滑化のための技術普及研修会の開催</p>	定 額
	<p>4 1 から 3 の事業に係る推進指導等</p>	定 額

別紙様式第1号

令和 年度 食肉流通経営体質強化促進事業（食肉取引円滑化推進事業）
補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱の別添4の第5の1の規定に基づき補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「食肉流通経営体質強化促進事業（食肉取引円滑化推進事業）実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費	負担区分		備考
		機構 補助金	その他 ()	
1 食肉取引の円滑化の推進 (1) 食肉取引の円滑化等のため の検討委員会の開催 (2) 食肉取引の円滑化等のため の意見交換会の開催				
2 食肉取引の円滑化等を図る ための調査・研究				
3 食肉取引の円滑化の推進 (1) 食肉取引の円滑化のため の技術普及検討会等の開催 (2) 食肉取引業務の円滑化の ための技術普及研修会の開 催				
4 1 から 3 の事業に係る推進 指導等				
合 計				

注：事業を委託する場合は、備考欄に委託先名、委託費を記載すること。

4 事業開始及び完了予定年月日

令和 年 月 日～令和 年 月 日

5 添付書類

- (1) 定款
- (2) 最近時点の事業（業務）報告書及び（業務）計画書
- (3) その他

事業実施主体は、自ら及びその組合員等がこの事業の実施に当たってあらかじめ作成した行動規範等を添付すること。

(注) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別 紙

令和 年 食肉流通経営体質強化促進事業（食肉取引円滑化推進事業）実施計画

1 食肉取引の円滑化の推進

(1) 検討委員会の開催

事業内容	補助対象 経費	事業費				負担区分		備 考
		費目	員数	単価	金額	機構補助金	その他	
		会場借料		円	円	円	円	
		委員謝金		円	円	円	円	
		委員旅費		円	円	円	円	
		資料印刷費		円	円	円	円	
		通信運搬費		円	円	円	円	
		その他経費		円	円	円	円	
計								

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。（開催予定案、議題、委員属性・人数、委員名簿案など）

2：事業費欄には、補助対象経費ごとに補助対象費目を記載し、それぞれの員数、単価、金額を記載すること。

3：備考欄には、その他積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

(2) 意見交換会の開催

事業内容	補助対象 経費	事業費				負担区分		備 考
		費目	員数	単価	金額	機構補助金	その他	
		会場借料		円	円	円	円	
		委員謝金		円	円	円	円	
		委員旅費		円	円	円	円	
		資料印刷費		円	円	円	円	
		通信運搬費		円	円	円	円	
		その他経費		円	円	円	円	
計								

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。（開催予定案、議題、委員属性・人数、委員名簿案など）

2：事業費欄には、補助対象経費ごとに補助対象費目を記載し、それぞれの員数、単価、金額を記載すること。

3：備考欄には、その他積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

(3) 事業推進事務費

区 分	事業費	負担区分	備考
-----	-----	------	----

		機構補助金	その他（ ）	
	円	円	円	
計				

注：備考欄には積算基礎を記載すること。

2 食肉取引の円滑化等を図るための調査・研究

(1) 牛・豚肉の評価・測定等に係る調査・研究

区分	種類・内容	事業費	負担区分		備考
			機構補助金	その他（ ）	
		円	円	円	
計					

注：備考欄には積算基礎を記載すること

(2) 事業推進事務費

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他（ ）	
	円	円	円	
計				

注：備考欄には積算基礎を記載すること。

3 食肉取引の円滑化の推進

(1) 技術普及検討会等の開催

事業内容	補助対象経費	事業費				負担区分		備考
		費目	員数	単価	金額	機構補助金	その他	
		会場借料		円	円	円	円	
		委員謝金		円	円	円	円	
		委員旅費		円	円	円	円	
		資料印刷費		円	円	円	円	
		通信運搬費		円	円	円	円	
		その他経費		円	円	円	円	
計								

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。（開催予定案、議題、委員属性・人数、委員名簿案など）

2：事業費欄には、補助対象経費ごとに補助対象費目を記載し、それぞれの員数、単価、金額を記載すること。

3：備考欄には、その他積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること

(2) 技術普及研修会の開催

時期	場所	内容	参集範囲、 参加者数	事業費	負担区分		備考
					機構 補助金	その他 ()	
				円	円	円	
計							

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、研修内容別に具体的に記述すること。(開催計画案、参加者属性・人数、など)

2：事業費欄には、補助対象経費ごとに補助対象費目を記載し、それぞれの員数、単価、金額を記載すること。

3：備考欄には、その他積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

(3) 事業推進事務費

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他 ()	
	円	円	円	
計				

注：備考欄には積算基礎を記載すること。

別紙様式第2号

令和 年度 食肉流通経営体質強化促進事業（食肉取引円滑化推進事業）
補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった
令和 年度食肉流通経営体質強化促進事業（食肉取引円滑化推進事業）について、
下記の理由により事業（内容及び経費の配分）を変更したいので承認されたく、食肉
流通経営体質強化促進事業実施要綱の別添4の第5の2の規定に基づき、申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 事業に要する経費及び負担区分

- 4 事業開始及び完了予定年月日

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

注：2及び3は別紙様式第1号の記に準じるものとし、補助金の交付決定のあった事業の内容及び経費の配分等と変更後の事業の内容及び経費の配分等とを併記し、変更前を括弧書で上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度 食肉流通経営体質強化促進事業（食肉取引円滑化推進事業）
補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった令和 年度食肉流通経営体質強化促進事業（食肉取引円滑化推進事業）について、下記のとおり金 円を概算払により支払われたく食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱の別添4の第5の3の(2)の規定に基づき、請求します。

記

1 概算払請求額

区 分	交付決定		事業の遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既 概算払 受領額 ④	今回 概算払 請求額 ⑤	令和 年 月 日ま で予定出 来高(④+ ⑤)/②	残額 ②-④- ⑤
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金	出来高 ③/①				
1 食肉取引の円滑化の推進 (1) 食肉取引の円滑化等のための検討 委員会の開催 (2) 食肉取引の円滑化等のための意見 交換会の開催	円	円	円	円	%	円	円	%	円
2 食肉取引の円滑化等を図る ための調査・研究									
3 食肉取引の円滑化の推 進 (1) 食肉取引の円滑化のための技術普 及検討会等の開催 (2) 食肉取引の円滑化のための技術普 及研修会の開催									
4 1 から 3 の事業に係る推進指導等									
合 計									

2 事業の遂行状況

別紙「食肉流通経営体質強化促進事業（食肉取引円滑化推進事業）執行状況表」のとおり。

- 3 振込先金融機関名等
金融機関及び支店名
振込口座種類及び口座番号
口座名義人

別 紙

食肉流通経営体質強化促進事業（食肉取引円滑化推進事業）執行状況表

1 食肉取引の円滑化の推進

(1) 検討委員会の開催

事業内容	補助対象経費	事業費				負担区分		備考
		費目	員数	単価	金額	機構補助金	その他	
		会場借料		円	円	円	円	
		委員謝金		円	円	円	円	
		委員旅費		円	円	円	円	
		資料印刷費		円	円	円	円	
		通信運搬費		円	円	円	円	
		その他経費		円	円	円	円	
計								

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。（開催予定案、議題、委員属性・人数、委員名簿案など）

2：事業費欄には、補助対象経費ごとに補助対象費目を記載し、それぞれの員数、単価、金額を記載すること。

3：備考欄には、その他積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

(2) 意見交換会の開催

事業内容	補助対象経費	事業費				負担区分		備考
		費目	員数	単価	金額	機構補助金	その他	
		会場借料		円	円	円	円	
		委員謝金		円	円	円	円	
		委員旅費		円	円	円	円	
		資料印刷費		円	円	円	円	
		通信運搬費		円	円	円	円	
		その他経費		円	円	円	円	
計								

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。（開催予定案、議題、委員属性・人数、委員名簿案など）

2：事業費欄には、補助対象経費ごとに補助対象費目を記載し、それぞれの員数、単価、金額を記載すること。

3：備考欄には、その他積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

(3) 事業推進事務費

区 分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他（ ）	

	円	円	円	
計				

注：備考欄には積算基礎を記載すること。

2 食肉取引の円滑化等を図るための調査・研究

(1) 牛・豚肉の評価・測定等に係る調査・研究

区 分	種類・内容	事業費	負担区分		備考
			機構補助金	その他 ()	
		円	円	円	
計					

注：備考欄には積算基礎を記載すること

(2) 事業推進事務費

区 分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他 ()	
	円	円	円	
計				

注：備考欄には積算基礎を記載すること。

3 食肉取引の円滑化の推進

(1) 技術普及検討会等の開催

事業内容	補助対象 経費	事業費				負担区分		備 考
		費目	員数	単価	金額	機構補助金	その他	
		会場借料		円	円	円	円	
		委員謝金		円	円	円	円	
		委員旅費		円	円	円	円	
		資料印刷費		円	円	円	円	
		通信運搬費		円	円	円	円	
		その他経費		円	円	円	円	
計								

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。(開催予定案、議題、委員属性・人数、委員名簿案など)

2：事業費欄には、補助対象経費ごとに補助対象費目を記載し、それぞれの員数、単価、金額を記載すること。

3：備考欄には、その他積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること

(2) 技術普及研修会の開催

時期	場所	内容	参集範囲、 参加者数	事業費	負担区分		備考
					機構 補助金	その他 ()	
				円	円	円	
計							

注1：事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、研修内容別に具体的に記述すること。(開催計画案、参加者属性・人数、など)

2：事業費欄には、補助対象経費ごとに補助対象費目を記載し、それぞれの員数、単価、金額を記載すること。

3：備考欄には、その他積算基礎やコスト分析基準額等を記載すること。

(3) 事業推進事務費

区 分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他 ()	
	円	円	円	
計				

注：備考欄には積算基礎を記載すること。

別紙様式第4号

令和 年度 食肉流通経営体質強化促進事業（食肉取引円滑化推進事業）
実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった令和
年度食肉流通経営体質強化促進事業（食肉取引円滑化推進事業）について、下記のと
おり実施したので、食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱の別添4の第6の規定に
基づき、関係書類を添えて実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「食肉流通経営体質強化促進事業（食肉取引円滑化推進事業）実績報告」
のとおり。

別紙様式第2号の記の2に準ずる。

3 事業に係る精算

区 分	交付決定		事業実績		既 概算払 受領額	差引 精算払 請求額
	事業費	機構 補助金	事業費	機構 補助金		
1 食肉取引の円滑化の推進 (1) 食肉取引の円滑化等のための 検討委員会の開催 (2) 食肉取引の円滑化等のため の意見交換会の開催						
2 食肉取引の円滑化等を図る ための調査・研究						
3 食肉取引の円滑化の推進 (1) 食肉取引の円滑化のための 技術普及検討会等の開催 (2) 食肉取引の円滑化のための 技術普及研修会の開催						
4 1 から 3 の事業に係る推進指 導等						
合 計						

4 事業開始及び完了年月日

5 振込先

金融機関及び支店名

振込口座種類及び口座番号

口座名義人

別紙様式第5号

令和 年度 食肉流通経営体質強化促進事業（食肉取引円滑化推進事業）に係る仕
入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった
令和 年度食肉流通経営体質強化促進事業（食肉取引円滑化推進事業）について、
食肉流通経営体質強化促進事業実施要綱の別添4の第7の3の規定に基づき、下記の
とおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。
返還がある場合、記載すること）

記

- | | | |
|-----------------------------------------------------------|---|---|
| 1 補助金適正化法律第15条の補助金の額の確定額
(令和 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・ 消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・ 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・ 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）

- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料